

## FSLB ISCC 認証概要

Firestone Liberia (FSLB) は、国際持続可能性カーボン認証 (ISCC PLUS) の認証を取得しており、これには ISCC EUDR (EU 森林破壊防止規則) アドオンも含まれています。ISCC EUDR アドオンは、ISCC PLUS が定める 6 つのサステナビリティ要件への適合に加え、リスク分析、森林破壊フリーのステータス、および文書化に関する統合的なツールを用いて、欧州森林破壊防止規則 (EUDR Regulation (EU) 2023/1115) 要件への対応を支援するものです。

ISCC 認証を受けた農園は、ISCC の 6 つの原則 (Principles) すべての遵守が求められます。ISCC 原則 1 は、生物多様性の価値が高い土地または炭素貯蔵量の高い土地の保護に係る要件を規定しています。原則 2~6 は、社会的、環境的 (生態学的) および経済的要件を定めています。これらの要件は、「即時 (immediate)」、「短期 (short-term)」、「中期 (mid-term)」および「ベストプラクティス (best-practice)」に区分されています。事業体は、顧客に対して認証原材料の供給を開始する時点で、ISCC 原則 1 に記載されたすべての要件および ISCC 原則 2~6 におけるすべての即時要件に適合していなければなりません。ISCC 原則 2~6 に規定される短期および中期の要件については、それぞれ 3 年および 5 年の所定期間にわたり、継続的改善プロセスの一環として実施する必要があります。

- ISCC の主な目的の一つは、生物多様性の価値が高い、または炭素貯蔵量が多い土地、絶滅の恐れのある種や脆弱な種の保護に資する土地、その他生態学的または文化的に重要な土地を保護することです。さらに、高保全価値 (HCV) 地域も保護する必要があります。原則 1 は、2008 年 1 月 1 日以降の土地利用転換を認めていません。
- ISCC 原則 2 は、適正な農業慣行の適用を促進するものであり、土壌、空気、水および廃棄物の分野に係る要件や業および林業生産に起因する環境の汚染、劣化および枯渇を防止するための要件を定めています。
- ISCC 原則 3 は、健康、安全および衛生に関する方針、教育訓練、防護服の使用ならびに事故発生時の手順を含む、安全な労働条件を規定しています。
- 社会面の基準については、ISCC 原則 4 においてさらに具体化されており、農村および社会開発、労働者および地域社会の権利に関する要件を規定しています。これらの要件は、国際労働機関 (ILO) の中核的労働基準等に基づき定められています。
- ISCC 原則 5 は、すべてのバイオマス生産が、適用される地域および国内の法令を遵守して行われ、国際条約に従うよう定めています。また、原則 5 を遵守することにより、認証事業体が利益相反に直面すること、またはいかなる形態の贈賄や汚職にも関与しないことが保障されています。

- ISCC 原則 6 は、優れた管理慣行ならびに継続的改善のための対策に関する要件を定めています。

ISCC 認証書は、監査を通じて、認証機関が適用されるすべての ISCC 要求事項への適合を確認した場合に発行されます。この外部監査に加え、FSLB では、ISCC 要求事項への適合状況について年 1 回の内部評価を実施しています。これらの監査および内部評価において確認された指摘事項を踏まえ、FSLB は適切な是正措置を講じた結果、ISCC PLUS 認証を取得しました。監査における主な指摘事項および FSLB が講じた対応の詳細については、以下をご参照ください。

原則	指摘事項	対応	進捗状況
原則 3	● 私物の適切な保管場所の不足	専用の保管設備の設置	対応完了
	● 特定の化学溶液の移送における工程の改善	化学溶液漏えい防止のための設備導入	
	● 適切な PPE の安全指針の遵守徹底 ● 定期的な安全衛生教育に応急手当を含めること	各部門責任者に対する研修の実施	
	● 特定の職務従事者の健康診断内容の強化	特定の労働者を対象とした健康診断の実施 頻度の見直し・強化	
	● 必要時に使用できる適切な緊急用キットの整備	会社が適切な緊急用キットを確実に提供するためのプロセスを整備	
原則 4	● 地域コミュニティに居住し学校に通う児童の移動を支える交通手段の拡充	- 既存スクールバスの運行ルートの変更 - スクールバス 5 台の追加導入	対応完了
	● 請負労働者による作業用工具等の費用負担	請負業者が提供する作業用工具および個人用保護具（PPE）が、すべての労働者に確実に支給されるよう、運用プロセスを整備	
	● 請負労働者向けの住居および交通手段の改善	該当する請負労働者への住居手当および交通手当の提供について、請負業者と連携	
	● 請負労働者の付随業務に関する契約条件の明確化	請負業者との契約内容の見直しおよび更新	